

健康増進法第 65 条第 1 項に関する不適切表示の改善指導について

殿

消費者庁表示対策課長

(公印省略)

消費者庁は、貴社が一般消費者に販売する別紙の食品のインターネット上の広告表示について調査したところ、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 65 条第 1 項（誇大表示の禁止）の規定に違反するおそれのあるものが確認された。

については、貴社においては、別紙の「違反のおそれのある主な表示」部分について、令和 5 年 1 月 日までに、修正又は削除等の改善を行うとともに、今後、同種の商品で同様の表示を行わないよう指導する。

なお、当庁では引き続き、これらの広告表示を監視することとしているところ、改善に当たっては、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」（平成 28 年 6 月 30 日消費者庁公表※）を参照するとともに、相談等がある場合は、下記窓口まで連絡されたい。

さらに、貴社の広告表示が、インターネットショッピングモールサイト等に掲載されている場合は、当該サイト等を運営するプラットフォーム提供者に対しても協力要請を行うこととしていることを申し添える。

※

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/

担当：消費者庁 表示対策課ヘルスケア表示指導室

TEL 03-3507-8800（代表）

吉田、内山（内線：2621、2622）